

# 一般社団法人 日本介護支援専門員協会 会費納入規約

## (目的)

第1条 この規約は、一般社団法人 日本介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）定款第11条の規定に基づく入会金及び会費について必要な事項を定める。

## (年会費の有効期間)

第2条 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年間とする。

## (入会の申請)

第3条 入会をしようとする者は、次のいずれかを管轄する支部を通じて、所定の入会申込書に入会金、及び入会した年度の会費を添えて、提出をしなければならない。

- (1) その者の勤務する事業所等の所在地
- (2) その者の住所（団体の場合は所在地）

## (入会事務の処理)

第4条 支部は、入会申込書を受領したときは、速やかに所定の申込書の写しを当法人に提出するものとする。その場合、支部は申込書を保管するものとする。

2 前項に関わらず、支部は入会申込書の提出にかえて入会申込書の記載内容をデータで当法人に提出できるものとする。

## (会員証)

第5条 当法人は、会員に対し、所定の会員証を交付するものとする。また、会員が会員証を紛失・破損等した場合には、当法人に再交付を申請することができる。

2 会員証は再度入会をした会員に対しても交付する。

## (入会申込書記載事項の変更の届出)

第6条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を当法人、または所属の支部に届けなければならない。

## (会費の納入)

第7条 正会員は、会費の年額を所属する支部に支部の指定する方法により納入しなければならない。

2 支部は、会員より徴収した当法人の会費を原則として毎年6月末日までに、会費を納入した会員一覧（当法人が指定した書式）とともに当法人に納入しなければならない。

3 支部は、第1項の会費徴収業務を当法人に委託することができる。

4 賛助会員（団体）が支部を通じて入会を申請した場合は、その団体が納付した会費の2分の1に相当する金額を当該支部に還元するものとする。

5 会員が年度の途中で退会した場合であっても、当該年度の会費を返還しないものとする。

6 会費未納のまま、年度途中で退会した者は、退会後も会費納入の義務を負う。

7 他の都道府県から転入して新たに正会員となった者のうち、転入前の支部において、すでにその年度の会費を納入した者については、転入後の支部における転入年度の会費を免除する。転入前に会費の納入をしていない者は、原則として、転入後の支部におい

て納入する。

(委 任)

第8条 この規約に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は会長が定める。

(改 正)

第9条 この規約の改正は、理事会の議決によって行われる。

2 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1 この規約は、平成20年9月30日から施行する。

2 この規約の一部改正（名称、入会の申請、会員証）は、平成21年4月1日から施行する。

3 この規約の一部改正（年会費の有効期間、入会の申請、入会事務の処理、会員証、入会申込書記載事項の変更の届出、会費、改正）は、平成21年12月4日から施行する。

4 この規約の一部改正（入会の申請）は、平成22年12月3日から施行する。

5 この規約の一部改正（入会の申請）は、平成23年3月4日から施行する。

6 この規約の一部改正（入会の申請）は、平成23年4月18日から施行する。

7 この規約の一部改正（会員証、会費の納入）は、平成25年3月8日から施行する。